

洲本市公告第71号

洲本市児童育成支援拠点事業業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

洲本市長 吉平 敏孝

1. 業務概要

(1) 業務名

洲本市児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）

(2) 業務目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

洲本市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書のとおり

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 契約金額の上限

12,000,000円（社会福祉法第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業のため非課税）

※初年度は半期分のみ

4. 実施要領等の公表

公告の日から、「洲本市児童育成支援拠点事業業務委託選定に係る公募型プロポーザル実施要領」等を洲本市ホームページにて公表する。

5. 参加資格

「洲本市児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」の「2. 参加資格要件」のとおり

6. 参加手続等

(1) 参加申込書の提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

(2) 提案書類の提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時まで

(3) 詳細は「洲本市児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

7. その他

(1) 本プロポーザルへの参加に関する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 本業務についての説明会は実施しない。

(3) 支払いに係る時期、方法等は、洲本市と受託者が締結する契約書において定める。

8. プロポーザルに関する問い合わせ先

洲本市健康福祉部子ども子育て課子ども支援係（こども家庭センター）

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

T E L : 0799-22-1333（課直通）

F A X : 0799-22-1690

e-mail : kodomo@city.sumoto.lg.jp